

## 令和4年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年12月23日（金） 午前8時56分から午前9時50分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

### 4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝  
担い手育成係 係長 川崎 洋志

5 事務局職員 局 長 西迫 博  
次長兼農地係長 税所 篤行  
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝  
主 査 関口 実  
主 査 池畑 信幸  
主 査 下仮屋 重博  
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）  
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
  - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・農業まつり等の農地相談について
  - ・畑かん営農推進大会について
  - ・新年会について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 本田 淳子 委員 ・ 上野 輝男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金） 開会 午前8時56分 閉会 午前9時50分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、ございません。

出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

推進委員の欠席は、徳田委員、有馬委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号18番の本田委員と、19番の上野委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第67号につきましては、1頁から50頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年12月26日です。合計面積は、27万5千586.32㎡、うち更新分12万7千562.32㎡、内訳として、田が2万4千717㎡、畑が25万869.32㎡です。利用権を設定する者が71人、設定を受ける者が46人です。始期は、いずれも令和5年1月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年2か月、5年、6年、10年、15年です。次の3頁から40頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の4番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、次の5番は、設定期間が2年です。5番は、使用賃借権で新規設定。

次の6番から10頁の15番までは、設定期間が3年です。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で新規設定。8番は、農業委員会の取決め制限にあたりま  
すので、後ほど説明します。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、使用貸借権で新規設定。12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番は、賃借権で再設定。

次の16番は、設定期間が4年2か月です。16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、次の17番から19頁の30番までは、設定期間が5年です。17番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番、19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番は、使用貸借権で新規設定。21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番は、使用貸借権で新規設定。

次に、15頁、23番は、使用貸借権で新規設定。24番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、27番は、使用貸借権で新規設定。28番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、29番、30番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、次の31番から25頁の42番までは、設定期間が6年です。31番、32番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、33番、34番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、41番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、次の42番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の43番から39頁の69番までは、設定期間が10年です。43番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、44番は、賃借権で新規設定。45番は、使用貸借権で新規設定。

次に、27頁、46番、47番は、使用貸借権で新規設定。

次に、28頁、48番、49番は、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、50番、51頁は、使用貸借権で新規設定。

次に、30頁、52番は、使用貸借権で新規設定。53番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、54番、55番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、56番、57番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、60番は、賃借権で新規設定。61番は、使用貸借権で新規設定。

次に、35 頁、62 番は、賃借権で新規設定。63 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、36 頁、64 番は、使用貸借権で新規設定。65 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、66 番は、賃借権で新規設定。67 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、68 番、69 番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、次の 70 番から 40 頁の 72 番までは、設定期間が 15 年です。70 番、71 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、72 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 40 頁までの 72 件の利用権設定ですが、6 頁の 8 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、福元里美委員に退席をいただき審議します。

(福元里美委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 6 頁の 8 番は、借人福元里美委員の夫が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元里美委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元里美委員：着席)

議 長 福元里美委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、25 頁の 6 年もの 42 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 25 頁の 42 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

議 長 入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 70 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 41 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、41 頁から 45 頁です。まず、41 頁で説明します。公告年月日は令和 4 年 12 月 26 日、合計面積は、2 万 8 千 584 m<sup>2</sup>です。内訳としまして、田が 7 千 233 m<sup>2</sup>、畑が 2 万 1 千 351 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者が 6 人、所有権の移転を受ける者が 6 人です。

次に 42 頁、次の 1 番から 45 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、46 頁から 50 頁です。46 頁で説明します。公告年月日は、令和 4 年 12 月 26 日です。合計面積は、3 万 5 千 735 m<sup>2</sup>で、うち、田が 5 千 279 m<sup>2</sup>、畑が 3 万 456 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者が 5 人、利用権の設定を受ける者が 4 人で、新規設定 5 件です。始期は全て、令和 4 年 12 月 31 日で、期間は全て 10 年です。47 頁をご覧ください。

次の 1 番から 50 頁の 5 番までは、設定期間が 10 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、48 頁、3 番は、使用貸借権。

次に、49 頁、4 番、5 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、47 頁から 50 頁までの中間管理権設定 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51 頁、議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 68 号につきましては、51 頁から 54 頁です。今回は、所有権移転のみ 16 件です。

初めに、51 頁です。1 番は、畑が 2 筆で 2 千 149 m<sup>2</sup>の贈与です。2 番は、畑が 1 筆で、2 千 701 m<sup>2</sup>の贈与です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 248 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、田が 1 筆で

965 m<sup>2</sup>の売買です。5番は、畑が2筆で4千925 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、52頁です。6番は、田が1筆で930 m<sup>2</sup>の売買です。7番は、畑が2筆で4千137 m<sup>2</sup>の売買です。8番は、田が2筆で1千376 m<sup>2</sup>の売買です。9番は、畑が1筆で1千739 m<sup>2</sup>の売買です。10番は、畑が3筆で4千630 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、53頁です。11番は、田が2筆で643 m<sup>2</sup>の贈与です。12番は、畑が1筆で1千172 m<sup>2</sup>の売買です。13番は、畑が1筆で8千492 m<sup>2</sup>の贈与です。

次の14番から54頁の16番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、53頁の14番を垣内委員に、15番と54頁の16番を高田委員に、報告をお願いします。

垣内 推進委員の垣内です。去る12月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

53頁の14番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、現在、経営している農地のうち1万5千428 m<sup>2</sup>は肝付町となっております。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、水稻を作付けするとのことです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

高田 推進委員の高田です。去る12月15日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

53頁の15番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、キュウリを作付けするとのことです。

次に54頁の16番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、1週間のうち5日程度は申請地の近くにある離れ住宅に居住して農業に従事しているとのことでした。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、ごぼうを作付けするとのことです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、55 頁、議案第 69 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 69 号につきましては、55 頁です。今回は、2 件です。次の 1 番、2 番は全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、55 頁の 1 番、2 番を田村委員に、報告をお願いします。

田 村 議席番号 10 番の田村です。去る 12 月 15 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、55 頁の 1 番ですが、申請地は笠之原インターチェンジの南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんにする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自宅に隣接する申請地に通路及び庭を整備する計画です。なお、既に通路及び庭として整備済みであることから始末書を添付しての申請となっております。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は細山田小学校の北東に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に太陽光パネル敷地を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番及び 2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

議 長 次に 56 頁、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 70 号につきましては、56 頁から 59 頁です。

まず、56 頁をご覧ください。1 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会で審議済です。



次に、57 頁、4 番は、資材及び粉碎物置場を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会で審議済です。

5 番は、販売車両置場を整備するもので、農地区分は 1 の 6 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会で審議済です。

次の 6 番から 59 頁の 12 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、57 頁の 6 番から 58 頁の 7 番、8 番を西ノ原委員に、9 番と 10 番を持増委員に、59 頁の 11 番、12 番を田村委員に、報告をお願いします。

西ノ原 　　議席番号 8 番の西ノ原です。去る 12 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、57 頁の 6 番ですが、申請地は祓川ふれあいセンターの南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、隣接地に宿泊施設を建設中で、申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 58 頁の 7 番ですが、申請地は鹿児島県肝属家畜保健衛生所の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、8 番ですが、申請地は王子町公民館別館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に賃貸住宅、通路及び車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6 番から 8 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

持 増 　　推進委員の持増です。去る 12 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、58 頁の 9 番ですが、申請地は王子町公民館別館の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅地の連たんする街区

内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は萩塚簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、9番及び10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る12月15日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、59頁の11番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は串良商業高校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、11番及び12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請12件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、60頁、議案第71号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第71号につきましては、60頁から65頁です。60頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、全て畑で7筆となっております。対象面積の計は、全て畑で

1万7㎡となっています。

次の61頁から65頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、60頁の1番から5番までを田中委員に報告をお願いします。

田中 議席番号9番の田中です。去る12月14日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1番ですが、周辺図等は61頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、許可基準の500㎡を超える理由書の添付を条件に、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は62頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は1番の申請地の残地部分で、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は63頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産を営む法人で、申請地に飼料置場を整備する計画です。申請地は川東多目的広場の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、既にロールを置いていることから、始末書の添付が必要となります。

次に4番ですが、周辺図等は64頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外で産業廃棄物処理業を営む法人で、隣接する既存施設を拡張して、申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は上小原消防分団の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。既存施設の面積が2千900.52㎡で、今回の申請地は既存施設の2分の1を超えないことから、許可基準の「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は65頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の認定電気通信事業者で、申請地に携帯電話基地局を整備する計画です。申請地は鹿屋養護学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている、第1種農地です。認定電気通信事業者が通信事業のための施設を設置するこ

とから、転用の許可は不要であると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました5件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に66頁、議案第72号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第72号につきましては、66頁から67頁です。今回は5件です。次の1番から67頁の5番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、66頁の1番から4番を有村委員に、67頁の5番を高田委員に、報告をお願いします。

有村 　議席番号11番の有村です。去る12月15日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

66頁の1番ですが、申請地は、鹿屋体育大学の東に位置し、昭和56年頃に一般住宅を建築しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、鹿屋市文化会館の北西に位置し、平成12年頃から住宅敷地の排水路として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、4番と関連がありますので一括して報告いたします。申請地は、鹿屋中学校の南西に位置し、平成12年頃から山林化しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

高田 　推進委員の高田です。去る12月15日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

67頁の5番ですが、申請地は、西俣市営住宅の南東に位置し、昭和60年12月25日に一般住宅を建築しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました5件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に68頁、議案第73号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第73号につきましては、68頁です。今回新たに、譲渡希望が68頁の1番から5番までの5件です。なお、1番から3番までは賃貸借も可としております。お目通しください。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

68頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を田村委員と上穂木委員に、2番を郷原委員と細川委員に、3番の大始良町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、3番の獅子目町を榎原委員と森園委員に、4番の串良町岡崎を倉田委員と高田委員に、4番の串良町上小原を村山委員と本村委員に、5番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、お願いします。

次に69頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　資料69頁をご覧ください。合意解約につきましては、69頁から82頁です。今回は27件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 　ただいまの報告のとおり、69頁から82頁までの27件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第9回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

次 長 　事務局から3点、報告とお願いをいたします。

まず、1点目は11月6日に開催されました輝北まつりと11月23日に開催されました農業まつりの農地相談についてです。今回、3年ぶりに開催されてということで、輝北まつりには2千人、農業まつりには3万5千人の来場者があり、大変賑わったところです。両会場での農地相談では、「将来、子供が県外から帰ってきたときのために農地に家を建ててやりたいが、どのような手続きが必要か。」、「親から農地を生前贈与されたが、自分

で耕作できなくなった。どうしたらよいか。」等、様々な相談が寄せられたところでした。当日、これらの相談に対応いただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。

2点目は、畑かん営農推進大会についてです。お手元にお配りしてあるA4の一枚紙でございますが、「令和4年度鹿児島県畑かん営農推進大会開催要領」をご覧いただきたいと思います。県の方から、この大会への委員の皆様の参加依頼が来ているところです。資料の中程にあります日時ですが、令和5年1月16日月曜日、13時半から16時まで、場所は鹿屋市文化会館ということで開催されます。皆様のご出席を、よろしく申し上げます。また、どうしても当日のご都合が付かず欠席される場合は、来週の28日水曜日までに欠席される方だけで構いませんので、事務局まで連絡いただければ助かります。

3点目は、新年会の開催についてです。新年会につきましては、現在、新型コロナウイルス感染者が増加していること、また、年末年始に帰省者が増えて新規感染者の増加が見込まれること、更に新年会を開催すると50人以上の大人数の参加者となること等を考慮いたしまして、会長や副会長ともご相談させていただきまして、今回は中止とさせていただきます。皆様方、ご了承いただきますようお願いいたします。以上です。

局 長     それでは、1月の調査委員を申し上げます。

1月12日、木曜日、4条・5条の調査が、榎原委員、西元委員でございます。

同じく12日、木曜日、農振調査が、藏ヶ崎委員、谷口委員でございます。

1月13日、金曜日、4条・5条の調査が、立元委員、中尾委員でございます。

同じく13日、金曜日、3条調査が、堀之内委員、上穂木委員でございます。

1月の総会は、1月23日、月曜日の9時からこの会場で行いたいと思っております。

議 長     他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

無ければ、これを持ちまして令和4年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長     それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )